

8. その他

(問 2 6) 特定疾病に末期がんを追加するに当たっては、小児がん以外は全て、対象に入れるべきではないか。

(答)

○ 専門家のご意見を踏まえつつ、ご指摘の方向で検討して参りたい。

(問 2 7) 認知症高齢者のケアモデルの確立に努めるべきではないか。

(答)

○ 認知症ケアについては、現場での実践例の集積の中から、標準化を検討していくことも今後の重要な課題と考えており、地域密着型サービスの実践も踏まえ、不断の研究を進めてまいりたい。

(問 2 8) 言語聴覚士が、その専門性から高齢者の心身の機能の維持・回復に関して重要な役割を担っていることに鑑み、介護保険制度のさまざまなサービスにおいて広く活用されるよう、規定の整備を含め必要な措置を講じるべきではないか。

(答)

- ご指摘のとおり、現行の介護保険制度における訪問看護、訪問リハビリテーション等の訪問系サービスでは、言語聴覚士に関する規定は設けられていないところである。
- しかしながら、在宅サービスの利用者の中には、口腔機能の低下などの問題を抱える方も考えられるところであり、これらの方々がニーズに応じたサービスを選択できるよう、訪問系のサービスにおける言語聴覚士の活用について、今後、社会保障審議会介護給付費分科会における議論を踏まえ、検討してまいりたい。

(問29) 訪問看護ステーションを活用した多機能サービスについても、介護保険制度において実施するなど、在宅の中重度者への支援を強化すべきではないか。

(答)

- 医療型多機能サービスについては、社会保障審議会介護保険部会の意見書において、「一つの方向性として考えられる」とされていることもあり、今後、新たなサービス形態として検討を進めてまいりたい。
- 小規模多機能サービスなどの地域密着型サービスの充実、訪問看護ステーションや地域に密着した医療機関を活用した医療と介護の連携強化を図ることにより、在宅の中重度者への支援の強化を図ることとしたい。

(問30) 介護施設やグループホーム入居者の健康管理体制の強化や、ターミナルケアも含めた医療との連携を図っていくべきではないか。

(答)

- 外部の訪問看護サービスの活用を含めた介護施設やグループホーム入居者に係る健康管理体制の強化や、在宅、グループホーム、介護施設におけるターミナルケアの充実については、今後、医療と介護の連携の在り方も含め、平成18年4月に予定されている介護報酬等の見直しに向けての議論の中で、検討してまいりたい。

(問31) 家族やヘルパーが行える医療行為について、介護者の負担を軽減する方向で、早急に見直しを行い、所要の措置を講じるべきではないか。

(答)

- 在宅での家族以外の方によるたんの吸引について、看護職員等による吸引方法の指導等の一定の条件の下で、当面やむを得ないものとして容認されるとの考えを各都道府県に通知したところであり、今後は、この趣旨を機会を捉えて周知してまいりたい。

- また、医療機関以外の介護の現場等において判断に疑義の生じることの多い行為であって、原則として医行為ではないと考えられるものについては、既にその通知案を作成し、一般からのご意見を募集したところであり、今後、この通知の発出等により、できる限り疑義が生じないよう対処してまいりたい。

(問32) 介護報酬の決定次第では、制度のあり方が大きく影響される。今後、新介護報酬の骨格が固まり次第、公表し、国会での議論にも付すべきではないか。

- 介護報酬については、国会をはじめできる限り幅広い議論の参考となるよう、その検討作業を急ぐとともに、その骨格が固まり次第、適切な時期に公表してまいりたい。

(問33) 今後の政省令の制定に当たっては、今回確認させていただいた答弁を踏まえることを、確認していただきたい。

(答) ご答弁させていただいた内容を踏まえ、政省令の策定作業を進めてまいりたい。